

輪島支局での土地・建物の登記事項証明書発行請求手続について

輪島支局の登記事項証明書発行窓口は、令和6年能登半島地震の影響により、大変混雑しています。そのため、大変御不便をお掛けしますが、証明書発行の待ち時間が長くなる可能性があります。

登記事項証明書は、全国どこの法務局でも発行することができます。石川県内では、輪島支局以外に本局（金沢市）、小松支局（小松市）、七尾支局（七尾市）の3箇所では登記事項証明書を発行することができます。

また、窓口での請求以外にオンラインで請求することも可能です。

オンライン請求の詳細については、次のURLをご覧ください。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html



○証明書のオンライン請求のパソコン操作や設定に関するお問合せ先

登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク

050-3786-5797

○証明書の請求手続に関する御相談は最寄りの登記所にお問合せください。

金沢地方法務局本局

金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎1階

076-291-7160

小松支局

小松市日の出町1丁目120番地 小松日の出合同庁舎5階

0761-22-6162

七尾支局

七尾市小島町大開地3番地7 七尾西湊合同庁舎3階

0767-53-1736

輪島支局

輪島市鳳至町畠田99番地3 輪島地方合同庁舎2階

0768-22-0448

~~~~~登記事項証明書の発行請求についての留意点~~~~~

○印鑑及び御本人確認書類は不要です。

○どなたでも請求することができます。

○証明書の発行手数料

・窓口請求の場合 1通600円

・オンライン請求 指定した登記所窓口で受け取り 1通480円

登記所から送付による受け取り 1通500円

○請求したい土地の地番・建物の所在地番を証明書発行請求書に御記入いただく必要があります。